

該当ページ	質問	回答
募集要項 2ページ【参考】現病院年間売上実績	貸付場所毎（既設自動販売機毎）の令和5年度、令和6年度の販売実績（本数・売上（税込））を月別にて開示いただきたい。 ※令和6年度実績については、把握されている期間にて公開をお願い致します。	現行の設置販売台数については、別紙のとおりです。なお、今回の募集では、現行よりも全体の設置台数が増えることとなります。
募集要項 2ページ【参考の部分】	一部の自動販売機ではなく、現在設置してあります全ての自動販売機の年間売上実績（令和5年4月1日～令和6年3月31日）を開示いただけますでしょうか。	現行の設置販売台数については、別紙のとおりです。なお、今回の募集では、現行よりも全体の設置台数が増えることとなります。
募集要項 2ページ	入札対象機すべての年間販売本数をご教示ください。	現行の設置販売台数については、別紙のとおりです。なお、今回の募集では、現行よりも全体の設置台数が増えることとなります。
募集要項 3ページ	基本合意書及び公有財産賃貸借契約書の締結が3月となっておりますが、落札した場合、原本はいつ頃いただけますでしょうか？ また、基本合意書のデータを開示いただけないでしょうか？	落札した日から2日～3日程度で契約書の原本を発送する予定です。 基本合意書について、入札方式による貸付の流れ（概要）の中で当初基本合意書の作成を予定しておりましたが、事業者の決定後、基本合意書の締結は行わず、公有財産賃貸借契約書の締結を行います。
募集要項 5ページ	3月17日に業者決定後、4月1日からの機材手配、業者入替作業、事業開始に関しては日程的に厳しい可能性が高いと思われませんが、その際にはご相談は可能でしょうか	既存の事業者の貸付期間は3月31日までとなっております。 具体的な入替え作業等については、調整をすることとなります。
募集要項 6ページ	募集要項に横浜市暴力団排除条例に基づく宣誓書が必要とありますが、HPに記載がありません。教えて下さい。	様式は問いませんが、別添の資料を参考の上提出してください。
募集要項 6ページ	委任状、入札書に押印すべき印ですが、代理人も実印が必要でしょうか。 現在、「実印」「印」との記載がありますので、どちらかに統一していただけますと幸いです。	法人の場合、法務局に届け出ている印鑑と同じ印影のものを押印してください。個人の場合は市町村に届け出ている印鑑と同じ印影のものを押印してください。なお代理権の設定がある場合はご相談ください。
募集要項 9ページ	電気代の実費払いに関する1kwhあたりの単価はいくらでしょうか	令和7年2月時点の単価（税抜き）は以下のとおりです。なお、市民病院の電気料金契約の変更に伴い、随時変更する場合があります。 ピーク季単価 20.49円 夏季昼間単価 19.86円 その他季昼間単価 18.60円 夜間単価 13.90円
自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項 1（2）ア	施設の内装等と調和するデザインですが、当社は白色をベースとし、自販機側面にはロゴが入っておりますが、問題ないでしょうか？	問題ありません。
自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項 1（2）イ	「車椅子等の利用者に配慮したユニバーサルデザインとすること。」との記載がありますが、食料品を販売する自動販売機もユニバーサルデザイン必須でしょうか。	食料品の自動販売機についてはユニバーサルデザインでなくても構いません。
自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項 1（3）エ	『清涼飲料水だけでなく、食料品についても販売を行うこと。』の認識としては、1台の自販機で、飲料と食品の両方を販売するとの認識でよろしいでしょうか？ また、販売する食料品についての制限は御座いますでしょうか？	1台の自動販売機で飲料と食料品の両方を販売、または、設置面積の範囲内で、飲料とは別に食料品用の自動販売機を設置していただいても構いません。 販売する食料品の制限ははありますが、カップラーメンやパン、お菓子類などを想定しています。
自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項 1（3）エ	「食料品」との記載がありますが、食料品の定義は何でしょうか。具体的にはどのような製品が対象でしょうか。	具体的にはカップラーメンやパン、お菓子類などを想定しています。
自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項 1（4）	キャッシュレス決済機能については、通常手配開始から取付まで、1～2ヶ月程度、時間を要します。 今回、事業者決定後、即日手配を開始した場合でも設置時に取付が困難な状況かと予想されますが、自販機を先行設置し、キャッシュレス決済部材のみ設置された自販機へ後から取り付ける対応を行っても問題ないでしょうか？	期日までの機器本体の設置を優先してください。キャッシュレス決済機能に時間を要する場合には、取付けスケジュールを明確にするとともに、利用者が分かるように、機器本体にその旨掲示して下さい。

現行設置の自動販売機の年間売上実績

	令和5年4月～令和6年3月		令和6年4月～令和6年12月	
	本数(本)	売上(税込)(円)	本数(本)	売上(税込)(円)
診療棟地下2階駐車場	4,914	638,550	3,899	506,870
診療棟地下1階 EVホール	27,614	3,713,420	19,183	2,655,310
診療棟1階 C外来待合	18,171	2,620,280	13,078	1,880,860
診療棟1階 E外来待合	17,254	2,433,940	12,320	1,762,300
診療棟2階職員控室	5,417	633,240	3,339	395,500
診療棟2階	6,404	883,250	4,190	592,360
診療棟3階病棟 パークラウンジ内	3,615	469,950	2,695	350,350
診療棟4階病棟 パークラウンジ内	8,305	1,078,000	5,443	644,448
診療棟5階病棟 富士見テラス内	3,536	498,640	2,942	419,010
診療棟6階病棟 パークラウンジ内	4,735	615,550	3,271	425,230
診療棟7階病棟 パークラウンジ内	7,883	1,115,710	5,301	771,090
管理棟3階 職員交流室	8,967	1,126,930	5,769	746,060
管理棟3階 事務室前	9,680	1,258,400	7,366	957,580
管理棟4階 看護部・講堂前	8,313	964,000	6,297	722,555

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

誓約者
住所

氏名
(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)

TEL

誓約書

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という）に基づき、横浜市立市民病院飲料等自動販売機設置運營業務に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 市条例第2条第2号に定める暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 2 私（法人の場合、法人及び役員）は、上記1に該当する者でないことを確認するため、横浜市から私（法人の場合は役員）の氏名、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、横浜市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

横浜市暴力団排除条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号) (抜粋)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(契約に関する事務における暴力団排除)

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務 (次条に規定する事業に関する事務を除く。) の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者 (法人その他の団体にあつては、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)) が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。) の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 75 号) (抜粋)

(利益供与等の禁止)

第 23 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物 (現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。) の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号) (抜粋)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員 (その団体の構成団体の構成員を含む。) が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。